

第十五号の三様式（第三条の四関係）（A4）

建築基準法第6条の2第9項の規定による
適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

第 号
平成 年 月 日

建築主、設置者又は築造主 様

指定確認検査機関 印

下記による確認申請書は、下記の理由により建築基準法第6条第1項(同法第6条の3第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項)の建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないので、同法第6条の2第9項(同法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定により通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に 建築審査会に対して審査請求をすることができます(なお、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であつても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。また、当該審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に を被告として(訴訟において を代表する者は となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、判決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、当該処分の取消しの訴えは、当該判決を経た後でなければ、提起することができません(審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときを除きます。)。

記

1. 申請年月日 平成 年 月 日

2. 建築場所、設置場所又は築造場所

(理由)

(備考)